

小田原市消防本部火災予防事務処理要綱の一部改正

1. 改正の背景

住宅宿泊事業法等に係る消防法令適合通知書の運用が開始されたことに伴い、当該運用に係る事務処理手続等を定めることとなりました。

また、当該要綱の見直しから7年が経過し、他法令等との兼ね合いや実務において不具合が生じている部分について合わせて見直しを図ることとなりました。

これに伴い、小田原市消防本部火災予防事務処理要綱の一部改正するものです。

2. 改正概要

(1) 喫煙等を制限する場所の指定等について（審査基準）

禁止行為の解除承認について、常設されている喫煙所及び火気使用設備・器具等並びに商品として陳列する危険物品で承認条件を満たすものについては、小田原市火災予防条例施行規則第3条第1項の規定に基づく火気使用等・危険物品持込み禁止場所指定通知書に明記することで承認は要しないものとするものとします。

(2) 旅館・ホテル等の消防法令適合に関する照会について（指導指針）

【消防法令適合通知書の申請等】

消防法令適合通知書の交付申請は、営業施設又は届出住宅を管轄する消防長又は消防署長へ申請することとし、消防長等は消防法令に適合しているかの状況について速やかに立入検査をし、その結果を通知することとします。

【旅行関係者からの照会】

旅行関係者（個人を除く。）が、旅館又はホテルの防火安全に関する照会をする場合は、当該旅館又はホテルを管轄する消防長又は消防署長へ申請することとし、消防長等は照会に対する回答を回答書で申請者にすることとします。

(3) その他（審査基準）

【建築許可等の同意】

同意審査期間中、確認申請図書に不明確な点がある場合で、建築主事等にその旨を通知し追加説明書の提出を求めた場合には、通知をした日から追加説明書が提出されるまでの期間は、同意期間から除くことができるものとするものとします。

【防火対象物の使用開始の届出の範囲】

既存の防火対象物において法令改正等により消防用設備等の設置が必要となった防火対象物についても、防火対象物の使用開始の届出を求めることとします。

3. 施行日

令和3年4月1日予定